

## インボイス制度の実施延期を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の収束が見えない状況の中で、中小事業者及び個人事業主の経営難が続く中、令和5年10月からインボイス制度の実施に向け、インボイス発行事業者の登録が令和3年10月から始まっている。

この制度は、年間売り上げ1千万円以下の消費税免税事業者を取引から排除しかねないものであり、シルバー人材センター会員、農業者、フリーランスを含めた中小零細事業者、個人事業主の約1千万人が課税事業者となって消費税を負担するか、消費税分の値引きを受け入れるかの選択を迫られることになり、免税事業者のままでは、最悪の場合取引を断られる場合も想定される。

このように、この制度は、これまでの事業者間の慣行を壊し、免税事業者制度を実質的に廃止するものである。

コロナ禍である現状において、地域経済は疲弊しており、とりわけ中小事業者及び個人事業主の経営危機は深刻であり、インボイス制度に対応できる状況にはない。

コロナ禍を克服した後、地域経済を活性化させるためには、地域に根差して活動している中小事業者及び個人事業主の存在は不可欠である。このことから、国に対し、下記について要望する。

### 記

#### 1 インボイス制度の実施を延期すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月9日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣           あて

内閣官房長官

総務大臣

財務大臣

宮城県山元町議会